

輪島市監査公表第9号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和元年11月21日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

令和元年10月30日（水） 財政課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高森 宝一

輪島市監査委員 大宮 正

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた令和元年度監査資料（平成31年4月から令和元年8月まで）に係る事務事業全般及び平成30年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○一定規模以上の公共建築物の将来の修繕・更新時期を把握し、支出の平準化・効率化を図ることを目的として、施設の現状や劣化を調査し個別施設計画の策定を行っている。建築後 30 年以上経過した施設が多数存在することや合併、人口減少、社会情勢の変化等による施設規模の見直し、施設の集約化や複合化、施設や設備の改修が必要となってきたことから、策定された計画は慎重に検討を行い、効果的、効率的な財政運営に反映されるよう努めていただきたい。

○現在、庁舎の増築や耐震化工事が進められており、今後は廃棄物焼却施設や防災行政無線の更新など、多額の財源を必要とすることが見込まれている。このため将来を見据えた財政の安定化を目的として、公共施設等総合整備基金などへの積立や起債の繰上償還による利息の低減に努めていることは評価したい。

○総務省からは、地方公会計の整備促進について統一的な基準による財務書類を平成 29 年度までに作成し、予算編成等に積極的に活用するよう通知されている。平成 28 年度分は今年度内の公表予定とのことであるが、平成 29 年度以降分についても早急に作成し、公表できるよう銳意努力していただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。